

東京労組統一要求2万円の方針に従い 西武労組はベア5千円・格差是正1万2千円 消費税分として本給×3%を要求

西武労働組合

はたらく人も
ほほえむ人へ
発行責任者
春闘臨時号

青野 稔

一、賃上げ・一時金要求

1、2016年度 昇給額

①賃上げ月額5,000円

②平成18年9月16日以降に社員として採用された乗務員及び、平成22年12月1日付で西武自動車(株)と西武バス(株)が合併したことにより、西武バス(株)の社員となった乗務員については、上記①とは別に格差是正分として、以下の金額を基本給へ加算すること。

月額12,000円

③消費増税による物価上昇に伴い、各人基本給の3%を基本給へ加算すること。

2、2016年度 一時金(夏期・冬期)

2016年度賃上げ額を加算した基本給をベースに、以下の通り支給すること。

①単身者 (第一本給+第二本給+調整給) × 6ヶ月
(夏期3ヶ月、冬期3ヶ月)

②妻帯者 (第一本給+第二本給+調整給+家族手当) × 6ヶ月
(夏期3ヶ月、冬期3ヶ月)

③支給日は夏期8月、冬期12月とする事。

一時金(賞与)は年間6ヶ月要求

二、労働時間の短縮等

所定労働時間を現行の7時間50分から7時間10分に戻すこと。
また出庫前・入庫後の準備作業時間を30分とすること。

三、高齢者雇用

- 1、65歳定年延長若しくは65歳まで誰でも働ける再雇用制度の確立
- 2、再雇用制度の場合の賃金は、定年退職前の年収の8割以上を支給すること。

四、安全衛生委員会の開催

労働安全衛生法に従い、安全衛生委員会を設置すること。

五、人事約款

解雇、降格、労働条件変更に関する事前協議制度を確立すること。

六、組合活動保障

組合事務所、電話・FAXの受継ぎ、施設内利用の便宜供与を行うこと。また、組合費のチェックオフ協定を締結すること。

七、回答期日

2016年3月18日までに回答すること。
以上